

別表十五の二 「交際費等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、措置法第68条の66(交際費等の損金不算入)の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 措置法第68条の66第3項第2号に規定する飲食その他これに類する行為(以下「飲食等」といいます。)のために要する費用(1人当たり5,000円以下の飲食費)について、同号の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますので御注意ください。

- ① その飲食等のあった年月日
- ② その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食等のために要する費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地(店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)
- ⑤ その他参考となるべき事項

2 記載の手順

この明細書は、まず各連結法人ごとに「5」から「19」までの各欄を記載し、次に「1」から「4」までの各欄を記載します(個別帰属額の計算を行う場合には、「20」を最後に記載します。)

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「定額控除限度額 2」	連結親法人の期末における資本金の額又は出資金の額（以下「資本金額等」といいます。）の区分に応じ、それぞれ次の定額控除限度額を記載します。	
	資本金額等	定額控除限度額
	1億円以下（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係があるものなど法第66条第6項第2号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。）	$600\text{万円} \times \frac{\text{相当額}}{12}$
	上記以外の資本金額等	0 円
	左の表の資本金額等の区分のうち、資本金額等が1億円以下の連結親法人から除かれるのは、当期が平成22年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合に限りです。 資本金額等を有しない連結親法人については、措置法令第39条の93（資本金の額又は出資金の額に準ずるもの	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	なお、「$\frac{\quad}{12}$」の分子の空欄には、連結親法人事業年度の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	の範囲等）の規定により計算した金額を資本金額等とします。
「法人名①～④」	交際費等を支出した連結法人の法人名を記載します。	
「5」から「16」までの各欄	連結法人別に、当期に支出した交際費等の額について、その科目の異なるごとに別欄に記載します。	当期に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。
「個別帰属損金不算入額20」	各連結法人の交際費等の損金不算入額に係る個別帰属額を計算する場合に記載します。	

4 根拠条文

措置法68の66、措置法令39の93～39の95、措置法規則22の61の4